

周南市監査委員 久行 竜二  
周南市監査委員 福田 文治

## 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和8年5月25日に議長及び市長等に提出し、令和8年6月1日に議会報告されています。）

### 1 監査の対象

建設部

道路課、河川港湾課、建築課、住宅課

### 2 監査の範囲

令和7年4月（指定した一部の事務については令和6年4月）から令和8年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

### 3 監査の実施期間

令和8年3月3日（火）から5月25日（月）まで

### 4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

#### (1) 共通的事項

ア 文書事務について、文書は適正に作成されているか。

イ 文書事務について、文書は適正に収受、受付処理されているか。

## (2) 支出事務

- ア 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- イ 使用料及び賃借料の支出について、債務の確認は確実に行われ、かつ使用関係のないものはないか。
- ウ 負担金、補助及び交付金の支出について、補助金等の交付決定に伴う審査は適正に行われているか。

## (3) 契約事務

- ア 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
- イ 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。
- ウ 随意契約において、見積依頼業者の選定が適切に行われているか。
- エ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

## (4) 財産管理事務

- ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか

## 6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項（合計75件）については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

### 河川港湾課

#### (1) 契約事務

- ア 工事請負契約について、予定価格決定書の記載事項等に不備があるものがあった。
- イ 工事請負契約について、請書の記載事項等に不備があるものがあった。